

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	緑地協定の認可
処分権者	市長
根拠規定	都市緑地法第45条第4項
基準規定	都市緑地法第47条第1項
審査基準	<p>都市緑地法第47条第1項 （緑地協定の認可）</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請手続が法令に違反しないこと。 2 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 3 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	緑地協定の変更の認可
処分権者	市長
根拠規定	都市緑地法第48条第1項
基準規定	都市緑地法第47条第1項;第48条第1項・第2項
審査基準	<p>都市緑地法第48条第1項、第2項により準用する同法第47条第1項 （緑地協定の変更）</p> <p>第48条 緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>（緑地協定の認可）</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請手続が法令に違反しないこと。 2 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 3 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	緑地協定の廃止の認可
処分権者	市長
根拠規定	都市緑地法第52条第1項
基準規定	都市緑地法第52条第1項
審査基準	都市緑地法第52条第1項の規定により、緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意をもつてその旨を定めた場合
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	1人緑地協定の認可
処分権者	市長
根拠規定	都市緑地法第54条第1項
基準規定	都市緑地法第47条第1項各号;第54条第1項・第2項
審査基準	<p>都市緑地法第54条第1項、第2項により準用する同法第47条第1項 （緑地協定の設定の特則）</p> <p>第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第45条第1項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。 （緑地協定の認可）</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請手続が法令に違反しないこと。 2 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 3 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第5条第1項
基準規定	都市公園法第5条第1項・第2項
審査基準	<p>都市公園法第5条第1項、第2項 （公園管理者以外の者の公園施設の設置等） 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 （1）当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの （2）当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	都市公園の占用許可、変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第6条第1項・第3項
基準規定	都市公園法第6条・第7条
審査基準	<p>都市公園法第6条、第7条 （都市公園の占用の許可）</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>（1）電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの （2）水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの （3）通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの （4）郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 （5）非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 （6）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（7）前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可（第5条の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第5条第1項・第2項
審査基準	<p>都市公園法第5条第1項、第2項 （公園管理者以外の者の公園施設の設置等） 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>（1）当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>（2）当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定地の占用許可、変更の許可（第6条の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第6条・第7条
審査基準	<p>都市公園法第6条、第7条 （都市公園の占用の許可）</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>（1）電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの （2）水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの （3）通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの （4）郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 （5）非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 （6）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 （7）前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	行為の許可及び変更許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第5条第1項・第3項
基準規定	周南市都市公園条例第5条第1項・第3項・第4項
審査基準	<p>周南市都市公園条例5条第1項、第3項、第4項 （行為の制限）第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。 （2） 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。 （3） 興行を行うこと。 （4） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。 （5） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が許可事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	有料公園施設の使用の許可、変更許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第8条
基準規定	周南市都市公園条例第8条
審査基準	<p>周南市都市公園条例第8条 （有料公園施設）</p> <p>第8条 本市に設置する有料公園施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設のうち別表第2に掲げる施設については、その管理及び運営等について必要な事項を別に条例で定める。</p> <p>3 有料公園施設を使用しようとする者は、市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、市長が定める他の方法により当該許可を受けたとみなすことができる場合には、この限りでない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による申請内容が公衆の公園の利用及び有料公園施設の管理その他に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、前項の許可に有料公園施設の管理上必要な範囲で条件を付することができる。</p> <p>6 この条例で管理及び運営を行う有料公園施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第23条
基準規定	周南市都市公園条例第23条 周南市都市公園条例施行規則第16条
審査基準	<p>1 周南市都市公園条例第23条 （使用料の減免） 第23条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 周南市都市公園条例施行規則第16条 （使用料の減額又は免除） 第16条 条例第23条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、夜間照明の専用使用料（第1号アに該当する場合を除く。）及び電気コンセントの使用料（第1号ア、イ又はウに該当する場合を除く。）は、減額又は免除しない。</p> <p>（1）免除 ア 市が、主催又は共催するとき。 イ 市内の公共的団体が、公共の利益の用に供するとき。 ウ 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 エ 各種団体が、有料公園施設以外で公園設置の目的に合致する運動、レクリエーション、遊戯、休憩その他市長が定めるものの用に供するために公園を使用（以下「公園本来の使用」という。）するとき。 オ 市内の身体障害者手帳、療養手帳等の交付を受けている者がプールを個人使用するとき、又は当該者の団体が有料公園施設を専用使用するとき。 カ 永源山公園プール、勝間街区公園プール及び高水街区公園プールにおいて、看視のために入場する付添人が自ら遊泳しないとき。</p> <p>（2）5割減額 ア 市以外の官公庁が使用するとき。 イ 市内の大学（短期大学及び高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）が、教育目的で使用するとき。 ウ 各種団体が、有料公園施設以外で前号エに規定する公園本来の使用以外の使用をする場合で、営利を目的としないとき。 エ 使用者の半数以上が身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている者の団体で、市外の者を含んで使用するとき。</p> <p>（3）市が後援するときは、3割減額とする。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第24条
基準規定	周南市都市公園条例第24条
審査基準	<p>周南市都市公園条例第24条 （使用料の還付） 第24条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域又は予定公園施設における使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第26条
基準規定	周南市都市公園条例第5条第1項;第5条第3項～第4項
審査基準	<p>周南市都市公園条例第5条第1項、第3項、第4項 （行為の制限）</p> <p>第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。</p> <p>(2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が許可事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域又は予定公園施設における使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第26条
基準規定	周南市都市公園条例第23条 周南市都市公園条例施行規則第16条
審査基準	<p>1 周南市都市公園条例第23条 （使用料の減免） 第23条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 周南市都市公園条例施行規則第16条 （使用料の減額又は免除） 第16条 条例第23条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、夜間照明の専用使用料（第1号アに該当する場合を除く。）及び電気コンセントの使用料（第1号ア、イ又はウに該当する場合を除く。）は、減額又は免除しない。</p> <p>（1）免除 ア 市が、主催又は共催するとき。 イ 市内の公共的団体が、公共の利益の用に供するとき。 ウ 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 エ 各種団体が、有料公園施設以外で公園設置の目的に合致する運動、レクリエーション、遊戯、休憩その他市長が定めるものの用に供するために公園を使用（以下「公園本来の使用」という。）するとき。 オ 市内の身体障害者手帳、療養手帳等の交付を受けている者がプールを個人使用するとき、又は当該者の団体が有料公園施設を専用使用するとき。 カ 永源山公園プール、勝間街区公園プール及び高水街区公園プールにおいて、看視のために入場する付添人が自ら遊泳しないとき。</p> <p>（2）5割減額 ア 市以外の官公庁が使用するとき。 イ 市内の大学（短期大学及び高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。））が、教育目的で使用するとき。 ウ 各種団体が、有料公園施設以外で前号エに規定する公園本来の使用以外の使用をする場合で、営利を目的としないとき。 エ 使用者の半数以上が身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている者の団体で、市外の者を含んで使用するとき。</p> <p>（3）市が後援するときは、3割減額とする。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域又は予定公園施設における使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第24条
基準規定	周南市都市公園条例第24条
審査基準	<p>周南市都市公園条例第24条 （使用料の還付）</p> <p>第24条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	行為の許可及び変更許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市普通公園条例第6条第1項・第3項
基準規定	周南市普通公園条例第6条第1項・第3項
審査基準	<p>周南市普通公園条例第6条第1項、第3項 （行為の制限）</p> <p>第6条 次の各号に掲げる行為を伴って普通公園を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。</p> <p>(2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>(5) 普通公園内において普通公園施設の設置又は管理をすること。</p> <p>(6) 普通公園施設以外の工作物その他の物件を設置するために普通公園の一部を占有すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の普通公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市普通公園条例第11条
基準規定	周南市普通公園条例第11条
審査基準	周南市普通公園条例第11条（使用料の減免）第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市普通公園条例第12条
基準規定	周南市普通公園条例第12条
審査基準	<p>周南市普通公園条例第12条 （使用料の還付） 第12条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、特に市長が必要と認めたときにはこの限りでない。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	緑化率の最低限度の例外の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市緑地法第35条第2項
基準規定	測量法第33条第3項 都市緑地法第35条第2項
審査基準	<p>都市緑地法第35条第2項 （緑化率） 第三十五条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>(3) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	